

出版物の購入見直しについて(案)

平成22年〇月〇〇日

総務省予算執行監視チーム

平成21年12月4日に開催された「総務省事業仕分け」において、図書購入費については、「抜本的見直し。内容によっては半減を目指す。」とされているところ。

また、平成22年度予算執行にあたり、年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除が求められている。(平成21年10月23日付け閣議決定「予算編成等の在り方の改革について」)

これらを踏まえ、総務省における出版物の購入について、今後、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 共通経費による購入

秘書課を除く官房各課及び各部各局で、官報を除く出版物は各1冊までとする。

2 各部局等の施策経費による購入

(1) 購入条件の厳格化

以下の点について、各部各局等において自ら厳しくチェックを行う。

ア 必要性

イ 配布先及び購入部数の妥当性

(2) 総務省予算執行監視チームへ報告

ア 50冊以上購入した出版物について、四半期毎に各部局等においてとりまとめ

イ 年間を通じて100冊以上購入した出版物についても、各部局等においてとりまとめ

ウ 公益法人が発行した出版物については、上記ア及びイの報告においてその旨明記する